

発議第4号

尖閣諸島の実効支配推進についての意見書案

尖閣諸島の実効支配推進についての意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣あて提出するものとする。

平成24年9月28日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

北 野 均

松 本 哲 郎

尖閣諸島の実効支配推進についての意見書案

尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的にも、国際法上においても明確である。

しかるに近年、中国が不当にも領有権の主張を繰り返し、不穏な活動を展開している。

海上保安庁の発表によると、尖閣諸島周辺水域で日本の領海に侵入している中国公船は、平成22年度で16隻、平成23年度で12隻、平成24年度は9月18日現在、既に36隻に上り、日本の領海に不法侵入する件数は増加傾向にあり、我が国の海洋権益を著しく脅かす状況となっている。

よって、政府においては、国民の生命の安全と財産を守るため、尖閣諸島の領有権は我が国にあり、その明確な根拠を国際社会とりわけ中国に示すとともに必要な現地調査を行い、灯台の設置及び避難港の整備など、我が国の領土領海と国民の生命を守る立場から、尖閣諸島の実効支配を速やかに推進するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。